

令和2年度

第1回 浜松市母子保健推進会議資料

日時：令和2年7月2日（木）午後1時30分～
場所：浜松市 口腔保健医療センター 講座室

目 次

	頁
I 令和元年度 浜松市母子保健事業 事業実績報告	1
1. 妊産婦関係	
(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊婦	2
(2) 届出数の週数	3
(3) 届出数の年齢	3
(4) 満 28 週以降及び産後の発行状況	3
(5) 妊婦健康診査	4
(6) 産婦健康診査	5
(7) 新生児聴覚スクリーニング検査	5
(8) はままつ女性の健康相談	6
2. 乳幼児健康診査関係	
(1) 乳幼児健康診査受診率	7
(2) 4 か月児健康診査	7
(3) 10 か月児健康診査	8
(4) 1 歳 6 か月児健康診査	8
(5) 1 歳 6 か月児健康診査事後者	9
(6) 3 歳児健康診査	10
(7) 3 歳児健康診査における診察所見の内訳	11
(8) 乳幼児健康診査における保護者の状況	11
3. 訪問指導	
(1) こんにちは赤ちゃん訪問	12
(2) 妊産婦乳幼児訪問	12
4. 予防接種関係	13
5. 医療費助成関係	
(1) 未熟児養育医療費	14
(2) 自立支援医療費（育成医療）	14
(3) 小児慢性特定疾病医療費	14
(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	15
(5) 一般不妊治療支援事業	16
(6) 不育症治療費補助事業	16

II 令和元年度 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業	17
2. 産後ケア事業.....	18
3. はますくヘルパー利用事業.....	19
4. 養育支援訪問事業.....	20
5. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）	21
6. 発達障害者支援センター事業（発達相談支援センター「ルピロ」）	22
III 新型コロナウイルス感染拡大防止対策における母子保健事業の対応.....	23
IV 家庭における子どもに対する受動喫煙の実態調査について	24

I 令和元年度 浜松市母子保健事業 事業実績報告

事業名	対象者	R1年度計画		R1年度実績			
		回	人数	回	人数		
乳幼児健康診査事業	4か月児健康診査	生後3～5か月児	-	5,835人	-	5,791人	
	(4か月児精密健康診査)	4か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	472人	
	10か月児健康診査	生後9～11か月児	-	6,060人	-	5,897人	
	(10か月児精密健康診査)	10か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	159人	
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳未満まで可能)	189回	6,343人	186回	6,245人	
	(1歳6か月児精密健康診査)	1歳6か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	119人	
	3歳児健康診査	3歳児	-	6,598人	-	6,476人	
	3歳児歯科健康診査	3歳児	163回	6,598人	149回	4,018人	
	(3歳児精密健康診査)	3歳児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	597人	
	先天性代謝異常等検査	新生児	-	7,588人	-	7,042人	
	新生児聴覚スクリーニング検査	新生児	-	5,742人	-	5,467人	
妊娠期健康講座	ハッピーマタニティ教室	妊娠週数16～31週の妊婦	8回	295人	7回	200人	
	はじめてのパパママレッスン	妊娠週数16～31週の妊婦とその家族	41回	2,230人	36回	1,585人	
	未来のパパママ講座	これから親としての役割を担う青年期の男女	10回	1,000人	6回	531人	
思春期教育事業	思春期教室	市内の中学2年生	60回	7,630人	50回	6,427人	
	依頼の衛生教育	市内の各関係団体(延)	63回	5,330人	66回	4,084人	
母子相談事業	相母事談子業支保援健	母子健康手帳交付・妊婦個人指導(妊娠届出数)	妊婦届出書を提出したもの	13施設	6,406人	13施設	5,734人
		親子すこやか相談	市内在住の親子(延)	14会場	20,750人	14会場	17,786人
	はままつ女性の健康相談(妊娠SOSを含む)	妊娠期から子育て期等、女性の健康に関する相談者(延)	-	-	-	361人	
	1歳6か月児健康診査事後指導教室	1歳6か月児健康診査にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)	120回	3,840人	110回	2,160人	
	親と子の心理相談	市内在住の未就学児とその親(延)	-	1,191人	-	1,017人	
	ことばの相談	市内在住の未就学児とその親(延)	-	342人	-	255人	
	発達相談	市内在住の未就学児とその親(延)	6回	60人	5回	9人	
	未熟児相談交流会	出生体重1,500g未満児とその親(延)	2回	60人	2回	52人	
	健やか育児教育事業	天竜区在住の満2か月～4か月児とその親	6回	100人	5回	102人	
指導子事訪問	こんにちは赤ちゃん訪問	市内在住の生後4か月までの児	-	6,314人	-	5,703人	
	妊産婦乳幼児訪問	保健師による継続支援が必要な親子(延)	-	16,100人	-	14,322人	
療不支費援妊治等	不妊専門相談センター事業(医師面接相談)	不妊に悩む夫婦(延)	4回	12人	2回	4人	

1. 妊産婦関係

(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊産婦

【表1】 妊娠届出数、個人指導数、及びハイリスク妊産婦の数
(単位:人)

	H29		H30		R1	
	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)
妊娠届出数	6,406	-	6,008	-	5,734	-
母子健康手帳交付数	6,545	-	6,173	-	5,870	-
妊産婦個人指導数 (A)	6,479	-	6,124	-	5,815	-
ハイリスク妊産婦数 (B)	849	13.1%	902	14.7%	815	14.0%

*妊娠届出数とは、飛び込み分娩を含み、多胎及び産後発行は含まない数

*母子健康手帳交付数とは、多胎及び産後発行を含む数

*妊産婦個人指導数とは、多胎を含まず、産後発行を含む数

- ・ハイリスク妊産婦は、「メンタル」が354人と最も多く、次いで「養育」が317人となっている。

【表2】 ハイリスク妊産婦の内訳数とその割合
(単位:人)

	H29		H30		R1	
	数	率	数	率	数	率
ハイリスク妊産婦数	849		902		815	
若年妊婦	64	7.5%	59	7.2%	62	7.6%
飛び込み	7	0.8%	2	0.2%	4	0.5%
メンタル	296	34.9%	344	42.2%	354	43.4%
養育	364	42.9%	414	50.8%	317	38.9%
疾病	42	4.9%	46	5.6%	52	6.4%
多胎	68	8.0%	49	6.0%	50	6.1%
育児支援者がいない	161	19.0%	197	24.2%	166	20.4%
望まない妊娠	37	4.4%	65	8.0%	59	7.2%
遅れた妊娠届	46	5.4%	64	7.9%	39	4.8%
経済的困窮	94	11.1%	80	9.8%	63	7.7%
複数回の婚姻	11	1.3%	12	1.5%	15	1.8%
夫婦不和・DV	19	2.2%	20	2.5%	18	2.2%
転居・孤立	14	1.6%	32	3.9%	18	2.2%
被虐待歴あり	17	2.0%	35	4.3%	53	6.5%
虐待の既往あり	—		26	3.2%	29	3.6%
その他	34	4.0%	20	2.5%	12	1.5%

*平成30年度より、それまでその他に含まれていた「虐待の既往あり」を別に表示

(2) 届出数の週数

- 令和元年度における浜松市の満11週までの届出割合は91.4%であった。

【表3】 妊娠週数ごとの届出数

(単位：人)

令和元年度

	発行数合計	～満11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後発行 (飛込みのみ)
浜松市 計	5,734	5,239	443	31	17	4
構成割合		91.4%	7.7%	0.5%	0.3%	0.1%
(全国の構成割合※)		(93.0%)	(5.4%)	(0.7%)	(0.4%)	(0.2%)

※ 令和元年度都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週数別の状況（厚労省）

(ただし、妊娠週数不詳の者を除く)

(3) 届出数の年齢

- 令和元年度における浜松市の25歳～29歳の届出割合は26.8%、30～34歳の届出割合は37.0%であった。
- 届出全体のうち、初産の者の割合は46.7%であった。また、初産の者のうち、25歳～29歳の割合が最も多く、35.5%であった。

【表4】 年齢ごとの届出数

(単位：人)

令和元年度

	発行数合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
浜松市 計	5,734	46	422	1,536	2,123	1,287	320
構成割合		0.8%	7.4%	26.8%	37.0%	22.4%	5.6%
(再掲：初産の者および 構成割合)	2,680 (46.7%)	44 1.6%	313 11.7%	952 35.5%	875 32.6%	389 14.5%	107 4.0%

(4) 満28週以降及び産後の発行状況

- 満28週以降に発行した妊婦の理由は、望まない妊娠により妊娠届けが遅れた者、海外で妊娠し日本に来日・帰国し出産する予定の者及び経済的理由であった。

【表5】 母子健康手帳の満28週以降及び産後の発行状況

(単位：人)

	H29	H30	R1
満28週以降	16	22	17
日本人	15	15	13
外国籍	1	7	4
産後発行（飛込みのみ）	7	2	4
日本人	7	2	4
外国籍	0	0	0

(5) 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を確保することを目的として実施。
- ・ 妊婦健康診査未受診の主な理由
 - ① 浜松市で受診券を発行した後に、他自治体へ転出
 - ② 受診券交付年度の次年度に受診

【表6】 妊婦健康診査の受診者数と受診率（回数・年度の別）

（単位：人）

	H29	H30	R1		
	受診率	受診率	対象者数	受診者数	受診率
初回	98.9%	99.5%	5,757	5,706	99.1%
2回目	95.5%	98.4%	5,705	5,568	97.6%
3回目	95.3%	98.5%	5,754	5,582	97.0%
4回目	95.9%	99.5%	5,807	5,545	95.5%
5回目	85.3%	85.9%	5,830	4,914	84.3%
6回目	95.2%	96.5%	5,851	5,540	94.7%
7回目	93.8%	96.8%	5,866	5,498	93.7%
8回目	91.6%	95.9%	5,883	5,474	93.0%
9回目	86.1%	90.2%	5,911	5,151	87.1%
10回目	89.5%	92.0%	5,929	5,264	88.8%
11回目	88.4%	91.8%	5,936	5,289	89.1%
12回目	80.7%	83.9%	5,942	4,804	80.8%
13回目	63.0%	66.7%	5,943	3,811	64.1%
14回目	40.1%	41.8%	5,943	2,483	41.8%
血液検査	100.6%	96.0%	5,922	5,537	93.5%
血算検査	74.6%	79.5%	5,945	4,611	77.6%
GBS検査	83.9%	89.8%	5,939	5,238	88.2%
超音波検査1	95.9%	98.3%	5,702	5,558	97.5%
超音波検査2	95.9%	99.1%	5,807	5,519	95.0%
超音波検査3	97.7%	97.2%	5,915	5,612	94.9%
超音波検査4	86.8%	89.9%	5,943	5,210	87.7%
歯科健診	41.4%	44.4%	5,943	2,514	42.3%

【表7】 多胎妊婦健康診査の受診券発行数と使用枚数・使用率

（単位：人）

	H29	H30	R1		
	使用率	使用率	発行数	使用枚数	使用率
多胎限定1	74.6%	109.1%	49	39	79.6%
多胎限定2	76.1%	80.0%	48	29	60.4%
多胎追加1	61.4%	76.7%	53	37	69.8%
多胎追加2	61.4%	47.5%	53	30	56.6%
多胎追加3	32.9%	47.5%	52	14	26.9%

(6) 産婦健康診査

- 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産婦健診）について、産婦一人あたり2回（産後2週間、産後1か月）まで受診票を交付し公費助成を実施。
- 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査のほか、産後うつ病のスクリーニングとしてエジンバラ産後うつ病質問票を用いて実施。
- 産婦健康診査の結果、実施機関において支援が必要と判断した場合は、①精神科専門機関を紹介、②市への支援を依頼、③実施機関（自院）で継続フォロー等、速やかに対応を行う。

【表8】 産婦健康診査実施結果

(単位:人)

	R1								
	対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要支援	要支援率	要支援者内訳（重複あり）		
							専門機関紹介	市へ支援依頼	自院で 継続フォロー
第1回	5,742	5,064	88.2%	4,476	583	11.5%	6 (1.0%)	340 (58.3%)	264 (45.3%)
第2回	5,742	5,492	95.6%	5,229	263	4.8%	12 (4.6%)	162 (61.6%)	90 (34.2%)

※対象者数は令和元年度の出生数。

※要支援者内訳のパーセンテージは要支援者に占める割合

(7) 新生児聴覚スクリーニング検査

- 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用について、受診票を交付し公費助成を実施。
- こんにちは赤ちゃん訪問時に母子健康手帳記載内容から新生児聴覚検査実施の有無や受診結果の把握をするとともに、検査未実施児について「乳児の聴覚発達チェック表」で音の出る玩具などを使い、保護者と聞こえの状態を確認し、心配がある場合には受診勧奨を行う。

【表9】 新生児聴覚スクリーニング検査の実施結果

(単位:人)

	R1			異常なし (Pass)	要再検 (Refer)	要再検率 (Refer率)	Refer	
	対象者数	受診者数	受診率				両側	一側
全体	5,742	5,467	95.2%	5,389	75	1.4%	19	56
(再掲)	自動ABR			4,619	70	1.5%	17	53
	OAE			776	5	0.6%	2	3

※対象者数は令和元年度の出生数。

※要再検者は総合判定が要再検（Refer）であったものの数を計上。

※要再検者75名について、赤ちゃん訪問等で確認できたもののうち、精密検査の結果、難聴が判明した者は18名であった。

(8) はままつ女性の健康相談

- 平成 23 年 12 月 5 日から、妊娠期からの児童虐待防止を図ることを目的に予期せぬ妊娠相談窓口「妊娠 SOS」をあわせて実施。平成 28 年度から助産師による相談日を設け、メール相談も開設。さらに、平成 31 年 4 月より、助産師による不妊相談も開始した。
- 予期せぬ妊娠に関する相談件数は、109 件であった。相談経路は、「ネット・携帯サイトから相談を把握した方」「医療機関から紹介された方」が多かった。

【表 1 0】 はままつ女性の健康相談 相談延件数
(単位：件)

電話		H29	H30	R1
	相談数	290	235	313
	(再掲) 女性の健康相談	190	162(*1)	204
	(再掲) 妊娠 SOS (予期せぬ妊娠に関する相談)	100	73	109(*2)
メール		H29	H30	R1
	相談数	23	42	48
	(再掲) 女性の健康相談	15	12	15
	(再掲) 妊娠 SOS (予期せぬ妊娠に関する相談)	8	30	33

(*1) うち来所相談 1 件、(*2) うち面接相談 4 件

【表 1 1】 はままつ女性の健康相談 相談の内訳
(単位：件)

令和元年度

	電話	メール	総計
女性の健康相談	204	15	219
思春期	5	1	6
不妊	26	6	32
妊娠	34	2	36
出産	3	0	3
育児	20	3	23
更年期	15	0	15
疾病その他	101	3	104
妊娠SOS相談	109(*1)	33	142
妊娠の可能性	26	12	38
中絶	51	8	59
妊娠継続	15	7	22
体調	5	2	7
パートナーとの関係	3	0	3
DV・性被害	2	0	2
その他	7	4	11

(*1) うち、面接相談 4 件

- 不妊の相談では、受診に関する情報提供や、不妊治療中で不安や悩みを抱える方に対して傾聴・助言を行った。
- 妊娠 SOS 相談では、10~20 代の「中絶」に関する相談が全体の相談の 2.5 割を占めた。なかでも、「経済的に困窮し中絶費用を用意できない」という相談で、支援や問題解決に時間を要する事例があった。

2. 乳幼児健康診査関係

(1) 乳幼児健康診査受診率

- ・ 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。
- ・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査は医療機関に委託して個別に実施し、1歳6か月児健康診査は市の直営で集団健診として実施している。3歳児健康診査は、直営・集団で実施する区と、委託・個別で実施する区が並存している。

【表12】 乳幼児健康診査の受診率（種類・年度の別）

（単位：％）

	H29		H30		R1	
		(政令市平均)		(政令市平均)		(政令市平均)
4か月児健診	97.9	(96.8)	98.6	(93.7)	99.2	(-)
10か月児健診	95.3	(85.1)	95.1	(88.5)	97.3	(-)
1歳6か月児健診	98.6	(96.6)	99.4	(97.2)	98.5	(-)
3歳児健診	94.0	(95.2)	94.6	(95.6)	98.2	(-)

(2) 4か月児健康診査

【表13】 4か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

（単位：人）

令和元年度

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・要指導
							精神	身体		
浜松市計	5,835	5,791	99.2%	4,636	434	431	0	51	234	5

【表14】 4か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

（単位：件）

令和元年度

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市計	510	472	341	104	27
【再掲】 股関節脱臼	369	347	307	36	4

(3) 10か月児健康診査

【表15】 10か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和元年度

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	6,060	5,897	97.3%	4,921	582	171	1	32	181	9

【表16】 10か月精密検査の交付件数・受診件数

(単位：件)

令和元年度

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	182	159	31	116	12

(4) 1歳6か月児健康診査

【表17】 1歳6か月児健康診査（一般健診）の受診者数、受診率、健診結果

(単位：人)

令和元年度

	対象者数	受診者数	受診率	内科健診の結果					
				異常なし	要観察	要精密	要医療	既医療	
浜松市 計	6,343	6,245	98.5%	5,595	320	132	36	162	
中区	1,895	1,867	98.6%	1,689	101	20	18	39	
	東区	1,189	1,158	97.4%	1,076	50	14	1	17
	西区	807	789	97.8%	704	44	11	2	28
	南区	846	834	98.1%	731	15	52	2	34
	北区	668	665	99.6%	553	61	14	11	26
	浜北区	830	828	99.8%	748	41	19	2	18
	天竜区	108	104	96.3%	94	8	2	0	0

【表18】 1歳6か月児健康診査（歯科健診）の受診者数、受診率、健診結果
（単位：人） 令和元年度

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果		
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数
浜松市 計	6,343	6,244	98.4%	6,187	55	0.02本
中区	1,895	1,866	98.5%	1,853	12	0.02本
東区	1,189	1,159	97.5%	1,146	13	0.04本
西区	807	789	97.8%	784	4	0.02本
南区	846	833	98.5%	826	7	0.02本
北区	668	665	99.6%	657	8	0.03本
浜北区	830	828	99.8%	818	10	0.02本
天竜区	108	104	96.3%	103	1	0.02本

【表19】 1歳6か月児精密健康診査の交付件数・受診件数
（単位：件） 令和元年度

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	134	119	34	72	13

(5) 1歳6か月児健康診査事後者

- 事後者内訳（保健師等による継続支援が必要とされた理由）は、複数回答を集計した。事後者のうち、精神事後が最も高く28.5%であった。

【表20】 1歳6か月児健康診査の事後者数、事後率、事後内訳（年度別）
（単位：人）

	受診者数	事後者数※		事後内訳							
				身体		精神		栄養		養育	
				率	率	率	率	率	率		
H29	6,708	2,201	32.8%	316	4.7%	1,921	28.6%	21	0.3%	436	6.5%
H30	6,446	2,156	33.4%	287	4.5%	1,908	29.6%	19	0.3%	397	6.2%
R1	6,245	2,067	33.1%	279	4.5%	1,816	29.1%	12	0.2%	316	5.1%

※事後者とは、1歳6か月児健診従事者が支援を要すると判断した児（延）

【表21】 1歳6か月児健康診査受診者数における精神事後の内訳（年度別）
（単位：人）

	受診者数	事後者数	精神事後		精神事後内訳					
					発達障がい疑い		疾病		その他	
					率	率	率	率	率	率
H29	6,708	2,201	1,921	28.6%	1,198	17.9%	20	0.3%	703	10.5%
H30	6,446	2,156	1,908	29.6%	1,241	19.3%	31	0.5%	668	10.4%
R1	6,245	2,067	1,816	29.1%	1,119	17.9%	27	0.4%	670	10.7%

(6) 3歳児健康診査

- ・ 中区、東区、西区、南区、北区において、一般健診は個別健診。歯科は集団健診。
浜北区、天竜区においては、一般、歯科ともに集団健診。

【表2 2】 3歳児健康診査(一般健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳
(単位：人) 令和元年度

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療	要支援・要指導
浜松市 計	6,598	6,476	98.2%	4,716	752	609	44	290	65
中区	1,842	1,839	99.8%	1,323	152	225	10	94	35
東区	1,183	1,103	93.2%	771	177	79	17	53	6
西区	863	822	95.2%	639	91	57	1	27	7
南区	828	804	97.1%	526	144	85	4	37	8
北区	757	778	102.8%	601	53	73	9	33	9
浜北区	1,004	1,004	100.0%	747	129	83	0	45	0
天竜区	121	126	104.1%	109	6	7	3	1	0
個別	5,473	5,346	97.7%	3,860	617	519	41	244	65
集団	1,125	1,130	100.4%	856	135	90	3	46	0

【表2 3】 3歳児精密健康診査の交付件数・受診件数
(単位：件) 令和元年度

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	681	597	248	235	114

【表2 4】 3歳児健康診査(歯科健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳
(単位：人) 令和元年度

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果			
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数	不正咬合
浜松市 計	6,598	4,018	60.9%	3,714	304	0.19本	650
中区	1,842	942	51.1%	881	61	0.14本	178
東区	1,183	591	50.0%	543	48	0.19本	80
西区	863	440	51.0%	413	27	0.18本	75
南区	828	417	50.4%	377	40	0.21本	81
北区	757	509	67.2%	473	36	0.19本	86
浜北区	1,004	995	99.1%	922	73	0.23本	117
天竜区	121	124	102.5%	105	19	0.37本	33

(7) 3歳児健康診査における診察所見の内訳（主に発達に関する内容を抜粋）

【表25】 3歳児健康診査における有所見者の診察所見

（単位：人）

		H30		R1	
			率		率
言語 発達	言語の遅れ	206	3.1%	205	3.2%
	発音	124	1.9%	103	1.6%
	吃音	15	0.2%	18	0.3%
	その他	37	0.6%	47	0.7%
情緒 行動 発達	視線のあいにくさ	50	0.8%	51	0.8%
	対人関係	117	1.8%	127	2.0%
	チック	6	0.1%	3	0.0%
	多動	131	2.0%	144	2.2%
	その他	83	1.3%	97	1.5%
生活	睡眠の異常	9	0.1%	17	0.3%
	食習慣の問題	29	0.4%	26	0.4%
	生活習慣の問題	23	0.3%	27	0.4%
	その他	17	0.3%	22	0.3%
子 育 て	養育者の健康問題	6	0.1%	13	0.2%
	養育不安	37	0.6%	47	0.7%
	その他	18	0.3%	22	0.3%

(8) 乳幼児健康診査における保護者の状況

【表26】 健やか親子21指標の全国共通問診項目（一部抜粋）（複数回答）

（単位：件）

令和元年度

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
しつけのしすぎ	16	96	175
感情的に叩く	17	245	358
乳幼児だけを残して外出	46	33	37
長時間食事を与えない	2	3	4
感情的な言葉で怒鳴る	157	1,086	2,195
口をふさぐ	10	19	
激しく揺さぶる	5	5	

（単位：人）

（参考） 受診者数	5,791	6,245	6,476
-----------	-------	-------	-------

【表27】 表26の項目に1つでも該当すると答えた親の割合

（単位：％）

	H29	H30	R1	※全国
4か月児	4.4	4.1	3.8	8.1
1歳6か月児	23.7	21.3	19.5	18.9
3歳児	42.9	40.3	36.1	36.8

※H30年度全国調査結果

3. 訪問指導

(1) こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問は 100%の実施を目指している。
- ・ 訪問未実施の理由
 - ① 訪問拒否（第2子なので、育児経験がある等）
 - ② 外国人で、電話しても訪問しても不在
 - ③ 未熟児や疾病等にて長期入院のため、生後4か月を経過してしまう。
（退院後、乳幼児訪問として地区担当保健師が訪問を実施している。）
- ・ 令和元年度の継続支援者は 19.2%であった。

【表28】 出生数及びこんにちは赤ちゃん訪問実人数

(単位：人)

	H29		H30		R1	
		実施率		実施率		実施率
出生数	6,314	-	6,149	-	5,742	-
訪問数（こんにちは赤ちゃん）	6,169	97.7%	6,088	99.0%	5,703	99.3%
助産師	4,699	-	4,402	-	4,410	-
保健師	1,470	-	1,686	-	1,593	-
継続支援者数	1,197	-	1,235	-	1,093	-
継続支援者割合率	19.4%		20.3%		19.2%	

※出生数は年度内に出生した者、訪問数は年度内に訪問した者を報告。

(2) 妊産婦乳幼児訪問

【表29】 妊産婦乳幼児訪問延人数

(単位：人)

	H29	H30	R1
訪問数（妊産婦乳幼児）	15,417	15,066	14,322
妊産婦	2,846	2,923	2,903
母性・父性	3,007	2,946	2,708
乳幼児	9,369	8,976	8,437
思春期	166	188	253
心身障害児	29	33	21

4. 予防接種関係

子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

(1) 定期予防接種及び任意予防接種

【表30】 定期予防接種 接種率

(単位：%)

	H29	H30	R1
ヒブ	95.8	97.6	92.5
小児用肺炎球菌	96.1	97.5	93.0
B型肝炎	96.2	97.6	93.1
4種混合	96.2	98.9	96.9
ジフテリア・破傷風混合第2期	84.7	82.8	83.0
B C G	95.6	99.3	95.1
麻しん・風しん混合第1期	94.2	96.6	97.0
麻しん・風しん混合第2期	94.7	96.1	96.2
水痘	92.2	96.1	96.7
日本脳炎第1期	109.9	123.8	112.6
日本脳炎第2期	63.8	91.8	84.5
子宮頸がん予防	0.1	0.1	0.6

※接種率の対象者数は、各年度の標準接種年齢を基準とする。

※日本脳炎は、特例対象者の接種を含まない。

※子宮頸がん予防は平成25年6月14日から積極的勧奨の差し控えがなされている。

(2) 子宮頸がん予防の取り組み

①思春期教室（希望のあった中学の2年生対象に実施。）

- ・テキストに、子宮頸がんの原因、がん検診の必要性、予防の大切さを記載。
(テキストは浜松市内の全ての中学2年生に配布。配布数約8,160部)。

②未来のパパママ講座

- ・講義やリーフレットで、がん検診の必要性を説明し、20歳からの受診を勧奨。

③子宮頸がん検診

- ・20歳の女性の方に対して、子宮頸がん検診無料クーポン券を3,714人に送付。
(子宮頸がん検診受診の必要性について記載したがん検診手帳を同封。)
- ・検診未受診者には、年度の途中で受診勧奨通知を送付し、休日検診を実施。

【表31】 子宮頸がん検診 受診率（20～39歳）

(単位：%)

	H29	H30	R1
受診率	11.3	11.8	12.5

5. 医療費助成関係

(1) 未熟児養育医療費

- ・ 出生時体重が 2,000 g 以下または生活力が特に薄弱な子どもの入院医療費を助成。

【表 3 2】 未熟児養育医療 承認延件数

(単位:件)

	H29	H30	R1
承認数	170	158	171

(2) 自立支援医療費（育成医療）

- ・ 身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付するため、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。

【表 3 3】 自立支援医療（育成医療） 承認延件数

(単位:件)

	H29	H30	R1
承認数	266	234	193

(3) 小児慢性特定疾病医療費

- ・ 慢性疾患に罹っていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、厚生労働大臣が定めた疾患に罹った場合、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。
- ・ 平成 27 年 1 月から児童福祉法の改正に伴い、対象疾病の拡大及び医療費助成対象者の自己負担等が見直された。

【表 3 4】 小児慢性特定疾病医療 承認延件数

(単位:件)

	H29	H30	R1
新規承認数	137	146	130
継続承認数	641	670	684

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を補助。
- ・ 平成 21 年度から、市単独助成（所得制限撤廃、上乘せ 5 万円補助）を開始。
- ・ 平成 28 年度から通算助成回数を変更し、妻の対象年齢を制限。
- ・ 平成 31 年度から男性不妊治療拡充のため、初回助成額を 15 万から 30 万に改正。

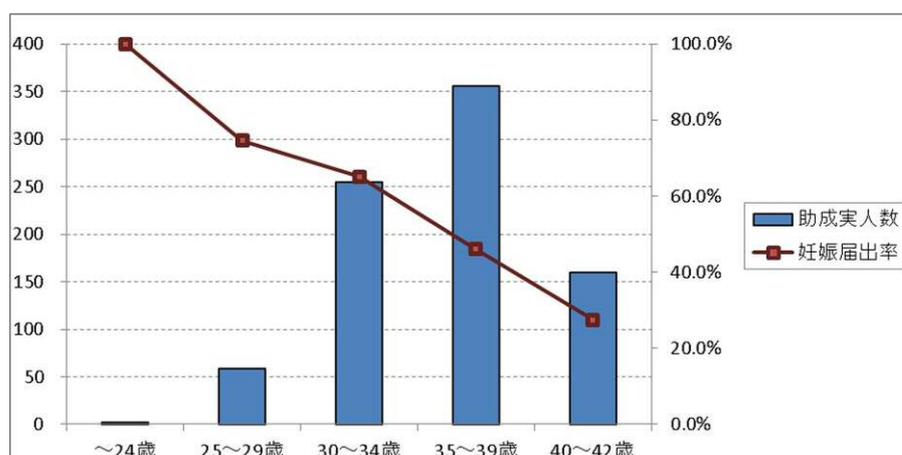
【表 3 5】 不妊に悩む方への特定治療支援事業 助成延件数
(単位:件)

	H29	H30	R1
補助金助成件数	1, 173	1, 129	1, 240

【表 3 6】 令和元年度 特定不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数
(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	832	420	50.48%
～24歳	2	2	100.00%
25～29歳	59	44	74.58%
30～34歳	255	166	65.10%
35～39歳	356	164	46.07%
40～42歳	160	44	27.50%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(5) 一般不妊治療支援事業

- ・ 人工授精に要した費用の一部を補助。平成 26 年度から助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 6 万 3 千円を上限に、自己負担額の 10 分の 7 以内の額を助成。

【表 3 7】 一般不妊治療費支援事業 助成延件数

(単位:件)

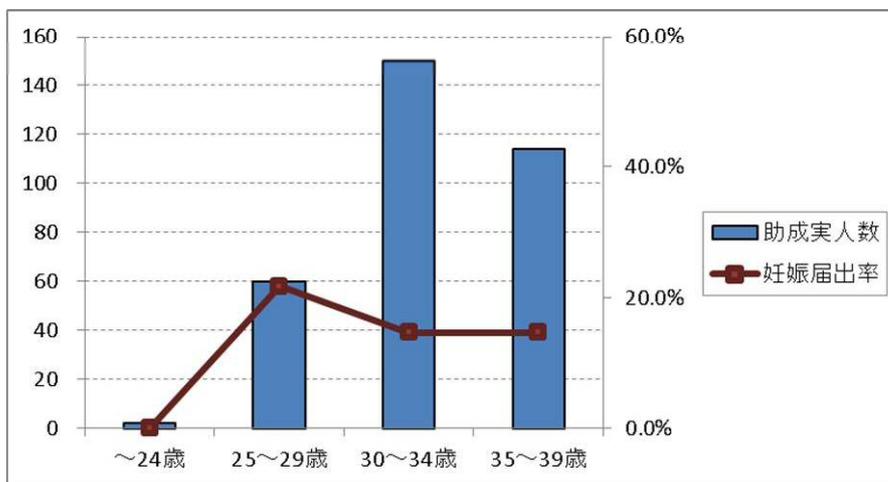
	H29	H30	R1
補助金助成件数	292	296	339

【表 3 8】 令和元年度 一般不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数

(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	327	45	13.76%
～24歳	2	0	0.00%
25～29歳	60	13	21.67%
30～34歳	150	22	14.67%
35～39歳	114	10	8.77%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(6) 不育症治療支援事業

- ・ 不育症治療（助成対象の検査・治療のみ。医療保険適用外のみ）に要した費用の一部を補助。平成 29 年度から、助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 24 万 5 千円を上限に、自己負担額の 10 の 7 以内の額を助成。

【表 3 9】 不育症治療支援事業 助成延件数

(単位:件)

	H29	H30	R1
補助金助成件数	14	11	15

Ⅱ 令和元年度 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業

妊婦や概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄ることができる場を提供し、育児相談・発達に応じた遊びの紹介等を行い、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図る。

委託事業として概ね週4～7日、市内の保育所等で開催し、地域の実情に応じて加算事業^{※1}を実施している。

- ・ 広報誌への掲載、関係機関へのチラシの配架、SNS 等を重層的に活用し、利用者の周知に努めている。また、地域で開催される協働センター等のイベント参加により、ひろばを訪れたことのない家庭への周知や地域との繋がりを深めている。

【表35】 子育て支援ひろばの実施状況

		H29	H30	R1
会場数		24 か所	25 か所	25 か所
参加人数 (延)	0歳児	34,347人	33,400人	29,110人
	1歳児	40,517人	39,997人	36,213人
	2歳児	26,488人	23,723人	21,773人
	3歳児	8,322人	8,270人	6,798人
	3歳児以上	2,637人	2,955人	3,463人
	小学生	1,619人	2,009人	1,991人
	妊婦 ^{※2}	377人	510人	243人
	保護者	99,433人	95,246人	86,250人
	計	213,740人	206,110人	185,841人
1回の平均参加組数		17.3組	16.3組	15.6組

※1 【加算事業】(プラスサポート)

地域の実情や利用者のニーズに応じて、よりきめ細やかな支援として実施する。

- ・ 出張ひろば…子育て支援ひろばを常設できない地域に、親子が集う場を週1回開設する。
- ・ 妊婦支援…助産師による相談や先輩ママとの交流を通し、出産や育児の不安を和らげる。
- ・ 発達支援…子どもの発達について専門知識を有するものが相談に応じる。
- ・ 孫育て支援…祖父母を対象に孫や子育て中の親とのかかわり方の講座を行う。
- ・ 親支援…就学前の幼児のいる保護者を対象に講座や相談に応じる。
- ・ 外国人支援…通訳を介しての相談や地域の親子との交流を促す。
- ・ 長期休暇支援…園や学校の長期休暇時に小学生までの親子がひろば利用できる。

※2 妊婦(初妊婦及び経産婦)

平成29年度は、初妊婦のみ計上。平成30年度より、経産婦を含めた計上となっている。

2. 産後ケア事業

退院直後等、支援の必要な母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後の新生活を安心してスタートできるよう支援を行う。

委託事業として、市内10か所の産婦人科医療機関及び27か所の助産所で利用できる。サービス内容は、宿泊型とデイサービス型、訪問型があり、対象者の希望や状況に応じて実施している。

- ・産後ケア事業では、母子の良好な愛着形成を支援し、セルフケア能力の向上による前向きな子育てができるように促している。
妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、令和2年度から健康増進課事業として実施する。
- ・令和元年度から選択できるサービス内容を拡大し、利用者が大幅に増加した。
引き続き支援を必要とする方がサービスを利用できるよう、事業周知に努める。

【表36】 利用件数

(単位：件)

	H29		H30		R1	
	実件数	延べ日数	実件数	延べ日数	実件数	延べ日数
宿泊型	8	38	44	150	122	463
デイサービス型 (1日)	2	2	2	4	34	42
デイサービス型 (短時間)					505	505
訪問型					110	110

【表37】 利用後の継続支援について（令和元年度）

(単位：件)

	利用件数	要継続件数	
		件数	率
宿泊型	122	55	45.1%
デイサービス型 (1日)	34	10	29.4%
デイサービス型 (短時間)	505	71	14.1%
訪問型	110	11	10.0%

3. はますくヘルパー利用事業

妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難である者に対して、家事又は育児相談を行う育児支援ヘルパーを当該家庭に派遣し、「相談しやすい話し相手」としての相談支援を行うことにより、家庭や地域での孤立感の解消とともに家事又は育児負担の軽減を図る。

- ・相談支援をする中で、不安や生活上の困りごと等の軽減することに努めている。必要に応じて地区の担当保健師と情報共有しながら、切れ目のない支援となるよう関係機関と連携を図っている。
- ・事業を利用した方が、第2子以降の出産時に、再度事業を申請し、リピーター利用につながっている。

【表38】 新規登録者数、申請時期 (単位：人)

		H29	H30	R1
新規登録者数		219	261	288
多胎、未熟児養育医療対象児を養育している場合		18	17	22
申請時期	妊娠中	125	178	192
	出産後	94	83	96

【表39】 利用者数 (単位：人)

	H29	H30	R1
利用者数	122	157	173

4. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。専門的相談支援を行う養育支援訪問員と家事・育児の援助を行う養育支援ヘルパーがある。

- ・養育支援が必要な家庭に対して、育児指導や家事等の援助により育児の負担の軽減を図り、適切な支援に繋げることができた。今後も、支援が必要な家庭を早期に把握し、効果的な訪問指導を実施していく。

【表 4 0】 養育支援訪問員による訪問件数 (単位：件)

	H29	H30	R1
訪問件数(実)	52	46	44
訪問回数(延)	663 回	626 回	502 回

【表 4 1】 養育支援訪問員による支援対象区分※ (単位：件)

	H29	H30	R1
特定妊婦	6	2	4
要支援児童	19	20	18
要保護児童	27	24	22
計	52	46	44

【表 4 2】 養育支援ヘルパーによる訪問件数 (単位：件)

	H29	H30	R1
訪問件数(実)	5	3	6
訪問回数(延)	98 回	18 回	66 回

【表 4 3】 養育支援ヘルパーによる支援対象区分※ (単位：件)

	H29	H30	R1
特定妊婦	0	0	0
要支援児童	0	0	0
要保護児童	5	3	6
計	5	3	6

※支援対象区分（児童福祉法第6条3項に基づく）

特定妊婦…出産後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要支援児童…乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要認められる児童

要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

5. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

1歳6か月児健康診査等で言葉の遅れや対人面の問題があり、発達障がいが疑われる幼児に早期療育的アプローチを行うとともに、保護者に対し幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。

委託事業として概ね週1回、センター型7会場、施設型3会場で実施している。

センター型は、親子が通所しやすい各区の保健センターや区役所等の会場にて母子愛着の形成、集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

施設型は、発達の課題に応じた対応に考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた生活の準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

- ・親子が安心して参加できる場であるよう丁寧に対応し、信頼関係を築けるよう努めている。
- ・他機関・他職種と連携する中で、子どもの見立てと親子のために必要な支援について共有し、成長発達のために適切な支援機関へつなげている。

【表44】 センター型の参加状況 (単位：人)

	H29	H30	R1
参加児数(実)	532	493	423
参加児数(延)	4,821	4,754	4,060

【表45】 施設型の参加状況 (単位：人)

	H29	H30	R1
参加児数(実)	279	218	238
参加児数(延)	4,129	4,197	3,562

6. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）

電話相談、来所相談などにより、発達障がい児（者）及びその疑いがある児（者）とその家族等に対し、適切な情報提供や関係機関の紹介を実施するとともに、関係機関との連携を随時行い、対象者への支援を図っている。

また、発達障害に関する講演会、研修会等で啓発を図るとともに、関係機関に対し技術支援を行う等、総合的な支援を行っている。

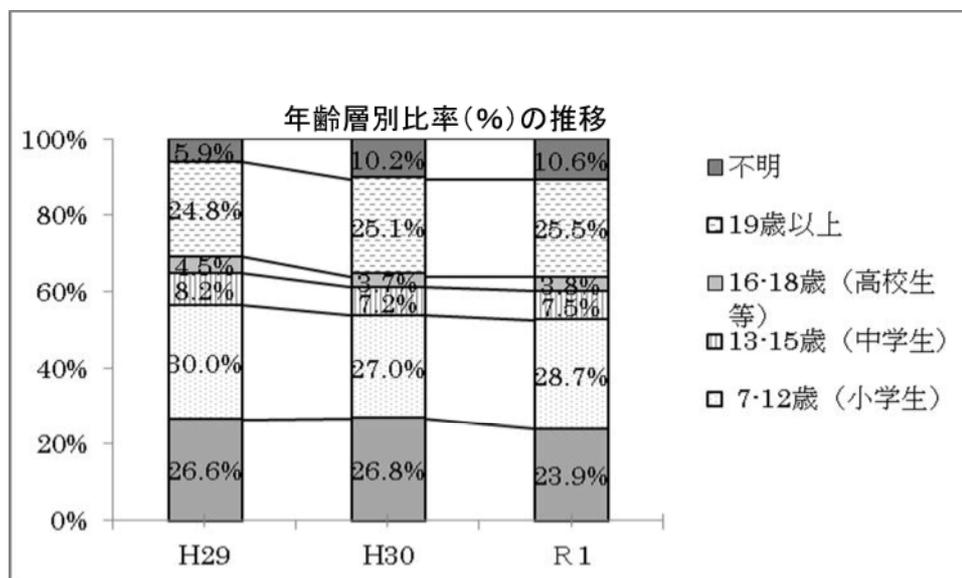
- ・相談者の増加に伴う相談待機期間の遅延に対応するため、他機関と協力体制を構築し、相談支援事業を充実させるよう努めている。

【表46】 相談件数（延件数） （単位：件）

	H29	H30	R1
相談件数(延)	5,477	5,214	5,475

【表47】 相談者の年齢構成（実人数） （単位：人・%）

	H29		H30		R1	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0-6歳（乳幼児期）	412	26.6	382	26.8	360	23.9
（0-3歳（乳幼児前期））	(94)	(6.1)	(111)	(7.8)	(88)	(5.8)
（4-6歳（乳幼児後期））	(318)	(20.5)	(271)	(19.0)	(272)	(18.1)
7-12歳（小学生）	465	30.0	384	27.0	431	28.7
13-15歳（中学生）	128	8.2	102	7.2	112	7.5
16-18歳（高校生等）	69	4.5	53	3.7	57	3.8
19歳以上	384	24.8	358	25.1	384	25.5
8.不明	92	5.9	145	10.2	159	10.6
計	1,550	100	1,424	100	1,503	100



Ⅲ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策における母子保健事業の対応

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施において、3密を避けられない母子保健事業の休止をしていた。その後、5月14日に国の緊急事態宣言が解除されたことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で事業再開を行うもの。

2 母子保健事業の実施状況と対応について

(1) 各種健康診査、相談支援事業

事業名		実施方法	休止期間	休止期間の代替状況	再開に向けた対応
妊産婦乳幼児健康診査事業	委託健診（妊婦、産婦、4か月児健診等）	委託医療機関個別実施	継続実施中		
	集団健診（1歳6か月児、3歳児（浜北・天竜区））	集団実施	4-6月	委託医療機関における個別実施。	受付時間の案内や会場設営を見直し、密を避ける。
妊娠期健康講座事業	はじめてのパパママレッスン	参加者特定集団実施	3-6月	赤ちゃんのお世話動画を作成し公開。	会場設営の変更、対象者数の削減により密を避ける。
	未来のパパママ講座			依頼なく実施無し	依頼元と実施方法を調整
思春期衛生教育事業	思春期教室	参加者特定集団実施	R2年度	テキストの配布	R3年度中2・中3の合同実施を検討
	依頼の衛生教育		4-6月	中止または延期	依頼元と実施方法を調整
母子相談事業	母子健康手帳交付	自由来所	継続実施中		
	親子すこやか相談	自由来所	3-6月	電話相談等個別対応	対象を乳児に限定し、週1回の開催より再開。
	女性の健康相談（妊娠SOS）	電話・メール	継続実施中		
	1歳6か月児健康診査事後指導教室	参加者特定集団実施	3-6月	電話相談等個別支援	参加者数や実施方法を見直し、密を避けて実施。
	心理相談・ことばの相談	参加者特定個別面談	継続実施中		
	発達相談	参加者特定来所者少数	継続実施中		
	未熟児医療と育児の相談交流会	参加者特定集団実施	5月	必要時個別支援	予約制の個別相談で実施。
	健やか育児教育事業	参加者特定	3-6月	電話相談等個別支援	密を避けて実施。
	産後ケア事業	委託医療機関個別実施	継続実施中		
母子訪問指導事業	こんにちは赤ちゃん訪問	個別訪問	継続実施中		
	妊産婦乳幼児訪問	個別訪問			
母子医療費等支援事業	不妊専門相談センター事業（医師面談）	参加者特定来所者少数	継続実施中		

(2) 医療費助成における特例対応

事業名	特例対応内容
自立支援医療費（育成医療）	省令改正に基づき受給者証の有効期間1年延長
小児慢性特定疾病医療費	省令改正に基づき受給者証の有効期間1年延長
不妊に悩む方への特定治療支援事業	国通知に基づき、年齢制限緩和 ・年齢制限 43歳未満⇒44歳未満 ・初回助成年齢「40歳⇒41歳未満」の場合6回
一般不妊治療支援事業	年齢制限40歳未満⇒41歳未満
不育症治療費補助事業	年齢制限43歳未満⇒44歳未満

IV 家庭における子どもに対する受動喫煙の実態調査について

1 目的

家庭における子どもの受動喫煙防止に向けて、妊娠届出時に、妊婦やパートナー等の喫煙状況や、受動喫煙の害、サードHANDスモーク、加熱式たばこの害の認知度等の実態を把握し、実態に基づいた効果的な受動喫煙対策を行う。

2 調査方法：妊娠届出時に妊婦に対しアンケート（別紙）を実施する。

3 調査期間：令和2年6月～8月までの3か月間(予定)

4 対象者：妊娠届出者 約1,500人（喫煙者想定 約500人）

（参考）平成30年度 妊娠届出時における喫煙状況

年間妊娠届出者約6,000件のうち喫煙ありの割合は、妊婦本人1.5%、パートナー32.9%となり、3か月間で約515人。

5 質問項目

- (1) 家族構成
- (2) 家庭内でたばこを吸っている者
- (3) 受動喫煙（二次喫煙）についての認知度
- (4) サードHANDスモーク（三次喫煙）についての認知度
- (5) 加熱式たばこの害についての認知度
- (6) たばこの種類
- (7) 家庭内で喫煙する場所
- (8) 妊婦（子ども）の前での喫煙の有無
- (9) 家庭における受動喫煙、禁煙に対する考え

6 喫煙者（家庭）への対応

受動喫煙の害、サードHANDスモーク、加熱式たばこの害について、リーフレット（みんなで作る受動喫煙のない社会）を用いて周知・説明を行う。

7 今後の取組み

- (1) 今回のアンケート結果や他都市における子どもの尿中コチニン調査結果をもとに、望まない受動喫煙を防ぐために効果的な指導対象や内容等を明確にする。
- (2) 受動喫煙防止に関するちらし等を新たに作成し、母子健康手帳交付時等に具体的な周知・指導を行うなど、子どもに対する受動喫煙防止対策を行う。

8 評価方法

1歳6か月児健診における母親・父親・同居家族の喫煙率、母親・父親・同居家族の子ども前での喫煙率について、経年的に評価する。

※4 その他	1. 続柄(1人に○をつけてください)	1.子ども 2.実父 3.実母 4.義父 5.義母 6.その他()
	2. たばこの種類は	1.紙巻たばこ 2.加熱式たばこ 3.その他(電子たばこなど)
	3. たばこを吸っている場所は	家の外 : 1.玄関口 2.ベランダ 3.車の中 4.その他()
		家の中 : 1.リビング 2.キッチン(換気扇を回す・回さない) 3.その他()
4. 妊婦(子ども)の前でたばこを	1.吸わない 2.吸う(頻度は 毎回・週 回)	

※5 その他	1. 続柄(1人に○をつけてください)	1.子ども 2.実父 3.実母 4.義父 5.義母 6.その他()
	2. たばこの種類は	1.紙巻たばこ 2.加熱式たばこ 3.その他(電子たばこなど)
	3. たばこを吸っている場所は	家の外 : 1.玄関口 2.ベランダ 3.車の中 4.その他()
		家の中 : 1.リビング 2.キッチン(換気扇を回す・回さない) 3.その他()
4. 妊婦(子ども)の前でたばこを	1.吸わない 2.吸う(頻度は 毎回・週 回)	

※6 その他	1. 続柄(1人に○をつけてください)	1.子ども 2.実父 3.実母 4.義父 5.義母 6.その他()
	2. たばこの種類は	1.紙巻たばこ 2.加熱式たばこ 3.その他(電子たばこなど)
	3. たばこを吸っている場所は	家の外 : 1.玄関口 2.ベランダ 3.車の中 4.その他()
		家の中 : 1.リビング 2.キッチン(換気扇を回す・回さない) 3.その他()
4. 妊婦(子ども)の前でたばこを	1.吸わない 2.吸う(頻度は 毎回・週 回)	

※7 その他	1. 続柄(1人に○をつけてください)	1.子ども 2.実父 3.実母 4.義父 5.義母 6.その他()
	2. たばこの種類は	1.紙巻たばこ 2.加熱式たばこ 3.その他(電子たばこなど)
	3. たばこを吸っている場所は	家の外 : 1.玄関口 2.ベランダ 3.車の中 4.その他()
		家の中 : 1.リビング 2.キッチン(換気扇を回す・回さない) 3.その他()
4. 妊婦(子ども)の前でたばこを	1.吸わない 2.吸う(頻度は 毎回・週 回)	

【たばこに関する用語の解説】

主流煙とは・・・ 喫煙者が吸う煙

受動喫煙とは・・・ 副流煙(たばこの先端から発生する煙)と呼出煙(喫煙者が吸いこんだ煙を排出したもの)を吸い込むこと。

受動喫煙と関連がある病気は、乳幼児突然死症候群(SIDS)、虚血性心疾患、脳卒中、肺がんがあります。

サードHANDSモークとは・・・ たばこの煙が消えた後でも、煙に含まれる有害物質がたばこを吸った人の髪の毛や衣類、

(三次喫煙) 部屋のカーテンやソファーなどに付着し、その有害物質を吸い込むこと。

喫煙後30～45分間は、たばこを吸った人の息から有害物質が出続けています。

加熱式たばこについて・・・ アイコス、プルーム・テック、グロー、パルズ、プルーム・エス、プルーム・テック・プラス、グロー・センス

(日本で販売されている加熱式たばこ 2020年2月現在)

たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではありません。

たばこの種類・・・ 紙巻たばこ(たばこ葉を紙で巻いたもの)

加熱式たばこ(たばこ葉やたばこ葉を加工したものを、電気加熱してその蒸気を吸引するもの)

電子たばこ(液体リキッドを電気加熱してその蒸気を吸引するもの)